

牟田事務所 許可可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2016.08

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 8月1日は水の日です ～防災協定～

ようやく梅雨明け発表がありましたね。

今年は渇水といわれていますが、いつもどこかの川が決壊しています。

いざとなれば自衛隊より迅速で、地元に残る建設業、防災協定をご存知ですか？

土木関係で経営事項審査を受けておられる方はほとんどご存知ですが、氾濫した川の整備に出たり実績はあるものの、防災協定ってご存知でない事業所様が多いんです。

要約すると「この街で何かあったらオレに言えよ!(^)!」という取り交わしです。

防災協定そのものは幅広い業種にあります。

NTT 西日本では天災事変等の非常時における公衆電話を無料解放します
ガソリンスタンドでは災害対応型給油所として、ガソリンの無料提供
ホテル業界においては宿泊施設を避難所として利用するなど

メリットは・・・かっこいい! それだけです

施工費や人件費の請求などは基本的にありません、でも川沿いで我が社の重機が動いていたら、かっこいいと思いませんか？

ちなみにこんなとき、外注費や給与って払わないといけないの？

あくまでボランティアなので、会社として払いたかったら払ってヨシ、社員として出勤できればしたらヨシ。ですね。給与を支払わないのに無断欠勤とは言えません。

でも同時期入社、同年代、同じくらいの腕がたつ職人たち・・・どこかで差がつくとしたら、こういう時ではないでしょうか？また社長や監督さんの人柄が試される時だとも思います。



4月16日には熊本地震が発生しました。5月に政府は、「南海トラフ地震」では最悪33万人の死者が出ると発表しました。東日本大震災での死者1万5894人とは比べものになりません。地元を良く知った業者・技術者が、自治体と地域と連携を密に、そして私たち会社も、家族もイザ！に備えたいものです。9月1日は防災の日です。

★運送業★ Gマーク 巡回指導の対象期間拡充



今年もGマークの申請が無事終了しました。12月下旬まで結果を待つばかりの事業所様もありますが、巡回指導がやって来る事業所様もあります。

Gマークには「**法令順守**」の項目があり、これは巡回指導の点数が得点になります。本来、申請の後に巡回指導がやってきますが、申請の前年12/1～申請年の6/30に巡回指導を受けていた場合は、その巡回指導の点数が得点になっていました。

しかし今年から、その期間が拡大され、**申請の前年7/1～申請年の6/30**までに行われた巡回指導がそのまま得点になります。

「今回の巡回指導はGマークには関係ないから、手抜きでいいか～」ということはありません！

Gマークの更新を控えている事業所様や、新たにGマークの取得を検討している事業所様は巡回指導の通知が来たら牟田事務所までご一報ください。満点取得の支援します！

～意外と知らない？ 整備管理者の選任～

7/14に今年2回目の「整備管理者選任前研修」があり、研修を修了されて、整備管理者の選任を依頼されることがありました。

その中で「研修が終わったら整備管理者に選任できるんじゃないの？」という声が多々ありました。

整備管理者の選任には**研修の修了** + 「**2年の実務経験**」が必要になります。また、実務経験に関しては、実際に選任される方が車両整備の実務経験がある事業所から、証明の為に、押印が必要になります。

選任前研修を受講するだけでは整備管理者に選任することはできませんので、ご注意ください！

●実務経験に該当するもの

- ①**緑ナンバーを持っている事業所**で2年以上車両整備
もしくは
- ②**運輸局指定工場**で2年以上車両整備



●整備管理者選任後研修

整備管理者として選任されている方は、「整備管理者選任後研修」を**2年に1度受講する必要があります**。受講をお忘れにならないようご注意ください！

なお、選任後研修は整備管理者へ案内が届き、申込みをします。日程の都合がつかない場合は、運輸支局へ連絡して日程を変えてもらいましょう。

※今年の選任後研修の日程は8月下旬に確定し、9月頃から順次案内が発送されるようです。
補助者の方も是非受講しましょう～

★産業廃棄物★

不適正処理 ～誤りやすい廃棄物の取扱い～

事例を参考に勘違いしやすい廃棄物の取扱いをご紹介します。

下取り行為

商品を購入時に、不要になった製品を、お金を払い下取りしてもらった。

下取り行為とは、需要者が新品を求める際に代金の一部に充当する物として、古くなった同種の品を業者が引き取ることを言い、無償で引き取る場合であっても、収集運搬の許可は不要とされています。しかし、このケースの場合、下取り費用という名目で、業者にお金を支払っており、この費用は、廃棄物の収集運搬費用と見なされ、廃棄物と扱い、許可業者への処理委託が必要です。

無許可営業かも・・・

処分場での展開検査で搬入不適物との指摘を受けないように、収集した廃棄物を自社の敷地に持ち帰り、搬入可能な物と搬入不適物を手作業で分別をし、搬入可能な廃棄物だけで処分場に持ち込んだ。

積替え保管の許可がないのに、持ち帰り、分別等の行為を行うことはNGです。

ちなみに、処分業の選別許可を持っていても、この手作業での分別をすると無許可営業になりますのでご注意ください！！

有価物と廃棄物

不要になった物を、自ら自動車で運搬し(燃料費 100 円)、業者に 1 円で買い取ってもらった。

有償で売却できた場合、売却料金と運送費を相殺した際に、排出事業者に収入があるかどうか、判断するための大きな基準となりますが、排出事業者に収入がないため、廃棄物として処理するのが適正です。

しかし、「廃棄物か有価物か」の判断基準はそれだけではありません。廃棄物に該当するかどうかは 5 つの基準を総合的に判断して決められます。

～廃棄物の該当性の 5 つの判断基準～

①物の性状	②排出の状況
③通常の見取扱いの形態	④取引価値の有無
⑤占有者(排出者)の意思	

以上の基準の中で、金銭を支払って買い取っているかという点は、④の取引価値の有無という部分に該当します。ただ 5 つの基準を総合的に判断されるため、④だけ満たしていても、それだけで有価物と判断することは危険です。

知らず知らずのうちに「不適正処理」になっていませんか

★古物商★

中古品やリサイクル品を売買しようとする際、公安委員会の許可が必要です。
許可を受けずに営業をすると、3年以下の懲役、又は100万以下の罰金に処せられます。
古物とは・・・

- ・一度使用された物品
- ・使用されない物品で使用のために取引されたもの
- ・これらの物品に幾分の手入れをしたもの

では、どのようなときに許可が必要でしょうか？

- 古物を買って取る
- 古物を買って取る修理等して売る
- 古物を買って取る使える部品等を売る
- 古物を買って取らないで、売った後に手数料を貰う（委託売買）
- 古物を別の物と交換する
- 古物を買って取るレンタルする

うちの会社、もしかして古物商の許可いるのかも？
と疑問に思ったらいつでも牟田事務所までご連絡ください。



★特殊車両通行許可★

平成25年に取扱いが厳しくなって初めて違反を繰り返す社名の公表が行われました。
また、名古屋国道事務所が県内国道における取締りの結果を発表。

63台のうち違反を確認した車両はなんと59台。実に違反率は94%にも上ります。
また**25台については無許可走行**・・・許可があるって知らないのか、知って取らないのか。
申請をしても、経路数によって許可までにかかり時間がかかっているのも現状です。

そのような中、**特車ゴールド**という制度がスタートしました。

E T C 2.0 装着車への特殊車両通行許可が簡素化されています

現状、許可を取得した経路のみ通行可能になる特殊車両通行許可ですが、この制度では、
国が指定した**大型車誘導区間を走行する場合、その区間内どの経路を走行してもOK！！**
渋滞・事故時の迂回ができ輸送の効率化が図れます。

2年ごとの更新では、ワンクリックで更新手続きができるようになりました。

しかし、E T C 2.0により 違反履歴を管理され、警告・是正指導の対象になります。

E T C 2.0を搭載している事業所様は大型車誘導区間への経路変更をされてはいかがでしょう？
限られてはいるものの、状況に応じて経路を選択できるのはドライバーさんにとってもストレスなく、
事故などの危険も減ると思います。

